

# 「児童生徒支援加配措置の実証的効果に関する調査研究」 報告書 概要

平成30年3月 国立教育政策研究所

1. 児童生徒支援加配の効果を実証的に示す際の課題
2. 児童生徒支援加配の効果を実証的に示すための条件
  - (1) 効果基準の明示と数値目標に見合った適切な配置【第1条件】
  - (2) P D C A サイクルによる全教職員での取組の点検・見直し【第2条件】
  - (3) 教育委員会指導主事の積極的な関与【第3条件】
3. 本調査研究における取組の結果
4. 本調査研究の結果を踏まえた「児童生徒支援加配」に関する2つの提案

# 1. 児童生徒支援加配を実証的に示す際の課題

## (1) 児童生徒支援加配の概要

- 児童生徒支援加配は、義務標準法に基づき、いじめ、不登校、暴力行為などの問題行動等が顕著に見られる学校等、特別な学習指導、生徒指導、進路指導が行われる場合に教員定数を加配するもの。（義務標準法第15条第2号、同法施行令第5条第2項）

### ○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

第十五条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定により教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員並びに事務職員の数算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ**政令で定める数を加える**ものとする。この場合において、当該政令で定める数については、公立の義務教育諸学校の校長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、当該事情に対応するため必要かつ十分なものとなるよう努めなければならない。

二 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（…略…）において**教育上特別の配慮を必要とする児童又は生徒**（障害のある児童又は生徒を除く。）に対する特別の指導であつて政令で定めるものが行われていること。

### ○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令

第五条 （略）

2 法第十五条第二号の政令で定める特別の指導は、次の各号に掲げる指導とし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、それぞれ当該各号に掲げる数を当該各号に定める法の規定により算定した数に加えるものとする。

一 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、**学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の配慮が必要と認められる事情を有する児童又は生徒に対して当該事情に応じた特別の指導が行われる場合**にあつては、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 第七条

二・三 （略）

### ○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部改正における教育上特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する特別の指導等に対する教職員定数の特例加算について（平成14年4月1日 文部科学省 財務課長通知）

#### 1 児童生徒支援加配

##### 一 児童生徒支援加配の趣旨

児童生徒支援加配は、**学習進度が著しく遅い児童又は生徒が在籍する学校及びいじめ、不登校、暴力行為、授業妨害など児童又は生徒の問題行動等が顕著に見られる学校等、特にきめ細かな指導が必要とされる学校**において、児童生徒の状況に応じ、特別な学習指導、生徒指導、進路指導が行われる場合に教員定数を加配するものである。

##### 二 定数加配の対象となる特別の指導の範囲

学習指導、生徒指導、進路指導に関する特別な指導については次のような指導とする。

(例)

(一) 学習指導に関すること（略）

(二) 生徒指導に関すること

①円滑な学級経営が困難な場合の援助活動(ティームティーチング等)

②深刻な問題行動を起こす児童生徒や不登校児童生徒等に対する個別指導・支援(校内の別室指導、保健室登校への対応、適応指導教室等との連携協力など)

③児童相談所、警察などの関係機関との連絡・調整

④サポートチームへの参加

(三) 進路指導に関すること（略）

- 国は、給与負担者（都道府県教育委員会※）からの申請に基づき、加配定数を措置。
- 給与負担者は、各学校が置かれた状況等を踏まえ、具体的な加配教員の配置校を決定。
  - ※ 市町村立小・中学校等の教職員の給与については、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を通じて教育水準の維持向上を図る観点から、都道府県の負担としている。（指定都市については、平成29年度より指定都市が負担。）
- 加配教員の効果分析に当たっては、単なる配置の有無のみならず、教育委員会と学校長、加配教員を含む教員の組織的連携の状況も踏まえて行う必要がある。

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部改正における教育上特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する特別の指導等に対する教職員定数の特例加算について（平成14年4月1日 文部科学省 財務課長通知）

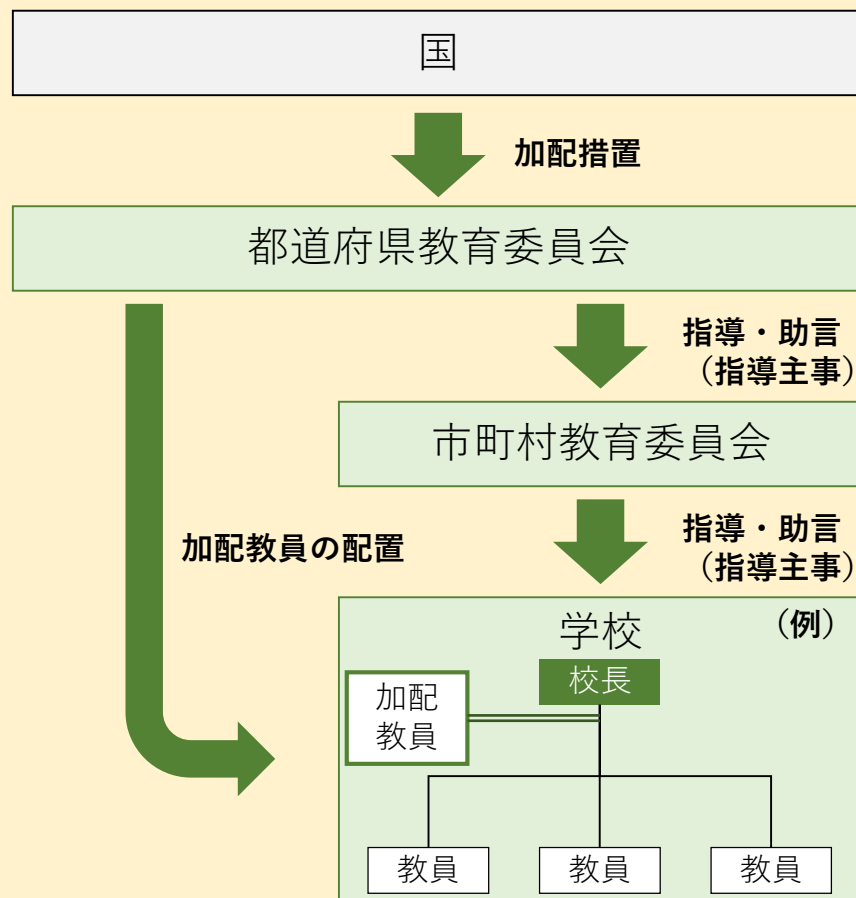
Ⅰ 児童生徒支援加配

三 定数加配を行う上での留意事項

(一) 児童生徒支援加配は、従来の同和加配とは異なり地域を限定して加配するものではなく、児童生徒の状況に着目し、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の配慮を行う必要性に照らして措置するものであること。

(二) 児童生徒支援加配は、毎年度、各都道府県内の学校及び児童又は生徒の実情を的確に把握した上で、客観的な判断基準の下、**指導上の困難度が高い学校から優先的、重点的に定数加配を行う**こと。従って、前年度に加配した学校であるという理由のみでの定数加配は行わないこと。

(三) 定数加配が行われた学校に対しては、都道府県教育委員会、市町村教育委員会は、特別の指導が適切に実施されているか計画的に学校訪問を行うほか、学校長等からの報告を求めるなどにより、正確な把握に努め、この定数加配がその趣旨に反して活用されることがないようにすること。



## (2) 児童生徒支援加配の「効果」

- 児童生徒支援加配の対象とする、いじめ、不登校、暴力行為などの問題行動等については、何をもって加配の「効果」と判断するかについての考慮が必要。
- **それぞれの問題行動の性質を踏まえ、単なる「減少」を判断基準とした場合、本来の加配の目的を歪めてしまう可能性があることから、適切な基準を設定することが必要。**

先行研究の例（中室牧子「少人数学級はいじめ・暴力・不登校を減らすのか」平成29年3月 RIETI Discussion Paper Series 17-J-014）

- 学級規模の縮小は小学校の不登校を減少させる因果効果があることが明らかになり、加配教員の配置も大きな効果がある可能性が示された。しかし、小学校の暴力・いじめや中学校では効果がなかった。
- 指標として、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に準じた自治体業務データを使用。

### (例) いじめの「認知件数」

いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月文部科学大臣決定、29年3月改定）でも、「些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視することなく積極的にいじめを認知することが必要」と明示。

➡ **認知件数で「効果」を判断することは適切ではない。**

（参考）国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター  
『いじめの「認知件数」』 生徒指導リーフ11

平成18年度分の「問題行動等調査」（正式名称は「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）から、いじめの件数の呼称は「発生件数」ではなく「認知件数」に改められ、併せていじめの定義（判断基準）についても大きく変わりました。…（中略）… 単に「数字が多いのは問題」「数字を減らすことが大切」「数字が少なければよい」等と考えるのではなく、「数字の多寡にかかわらず、解消率が高いことが重要」「解消率が高いなら、数が多いのはむしろ積極的に取り組んでいる証拠」と考えることを求めるものとなったからです。

◆「認知件数」が少ない場合、教職員がいじめを見逃していたり、見過ごしていたりするのではないかと考えるべき。

◆（教育委員会等が）「解消率」等を考慮しないで「認知件数」だけを減らすよう求めるのは誤ったいじめ施策、と考えるべき。

### (例) 不登校の「人数」

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査における「不登校児童生徒」の定義

**当該年度内に連続又は断続して30日以上欠席した者**のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）

#### 【事例1】

前年度に欠席日数60日であった児童生徒について、欠席日数が30日に半減した場合

➡ **不登校生徒1人とカウントされ、「効果」に現れない。**

#### 【事例2】

前年度不登校であった中3生が5人卒業したが、それ以外の不登校生徒について、不登校が継続した場合

➡ **実際の不登校減少効果はないが、不登校生徒5人減とカウントされる。**

## 2. 児童生徒支援加配の効果を実証的に示すための条件

児童生徒支援加配を措置した中学校に対して、以下の3条件を設定し、教育委員会指導主事、校長、加配教員の三者が、個々の立場をいかして取り組んだ場合の効果を実証的に検証。

<p><b>【第1条件】</b> 効果基準の明示と 数値目標に見合った 適切な配置</p> <p>指導 主事</p> <p>管理 職</p>	<p><b>効果基準 = 不登校生徒数</b> <b>数値目標 = 新規不登校生徒数の前年度比減少</b></p> <p>管理職による加配教員の位置付けや役割の明確化</p>
<p><b>【第2条件】</b> PDCAサイクル による全教職員での 取組の点検・見直し</p> <p>管理 職</p> <p>加配 教員</p>	<p>国立教育政策研究所による客観的データの収集分析</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>【全生徒対象質問紙調査】</b></li><li>・ <b>【欠席日数・個別状況調査】</b></li></ul>
<p><b>【第3条件】</b> 教育委員会指導主事 の積極的な関与</p> <p>指導 主事</p>	<p>上記を踏まえ、教育委員会指導主事が計画的に学校訪問を実施し、学校教育の改善に積極的に関与</p>

## 効果基準 = 加配措置の効果を測る指標

本調査研究では、効果基準を「不登校生徒数」と設定

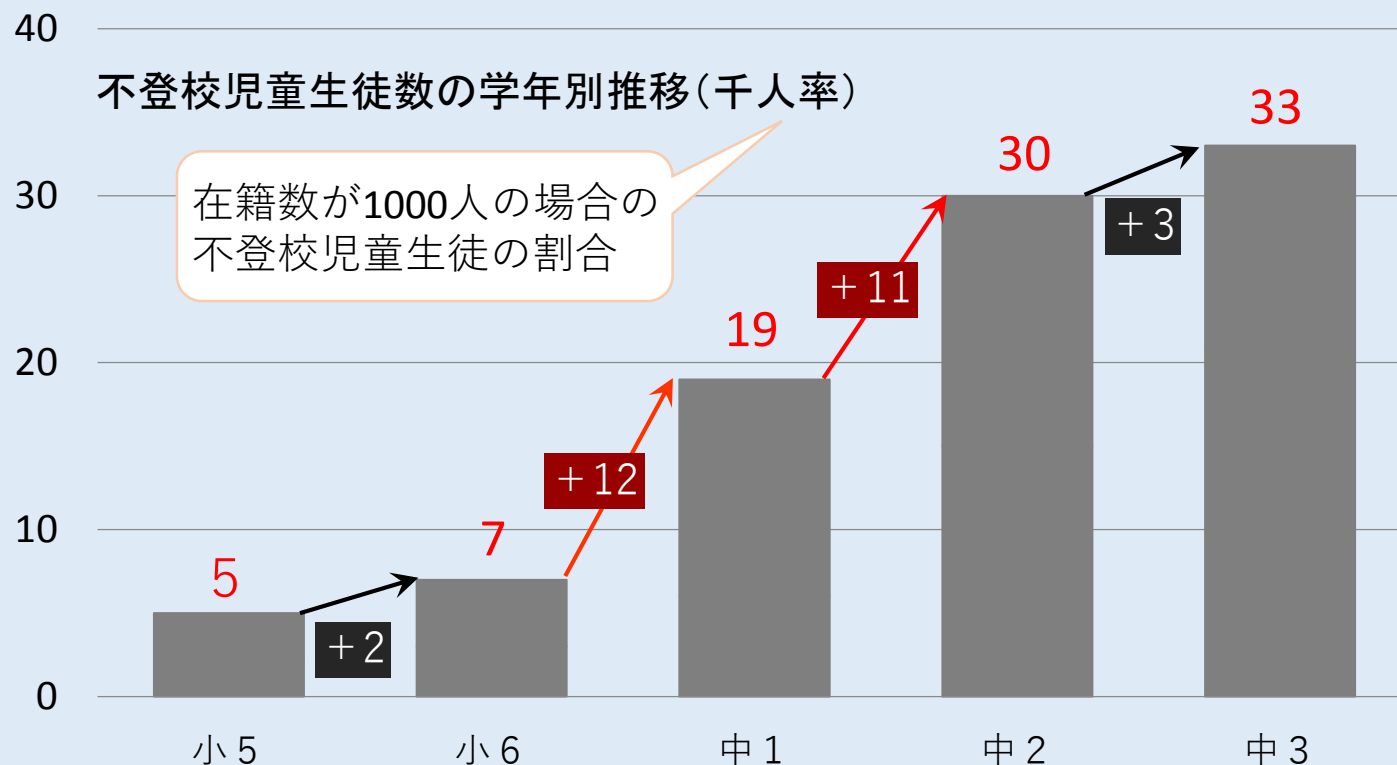
＜不登校児童生徒数の特徴＞

- ・学年が上がると不登校児童生徒数は増加する。
- ・しかし、「微増」か「急増」かは、学年間で違いがある。

・微増 ■小5(5人)→■小6(7人) +2人 ■中2(30人)→■中3(33人) +3人

・急増 ■小6(7人)→■中1(19人) +12人 ■中1(19人)→■中2(30人) +11人

千人率



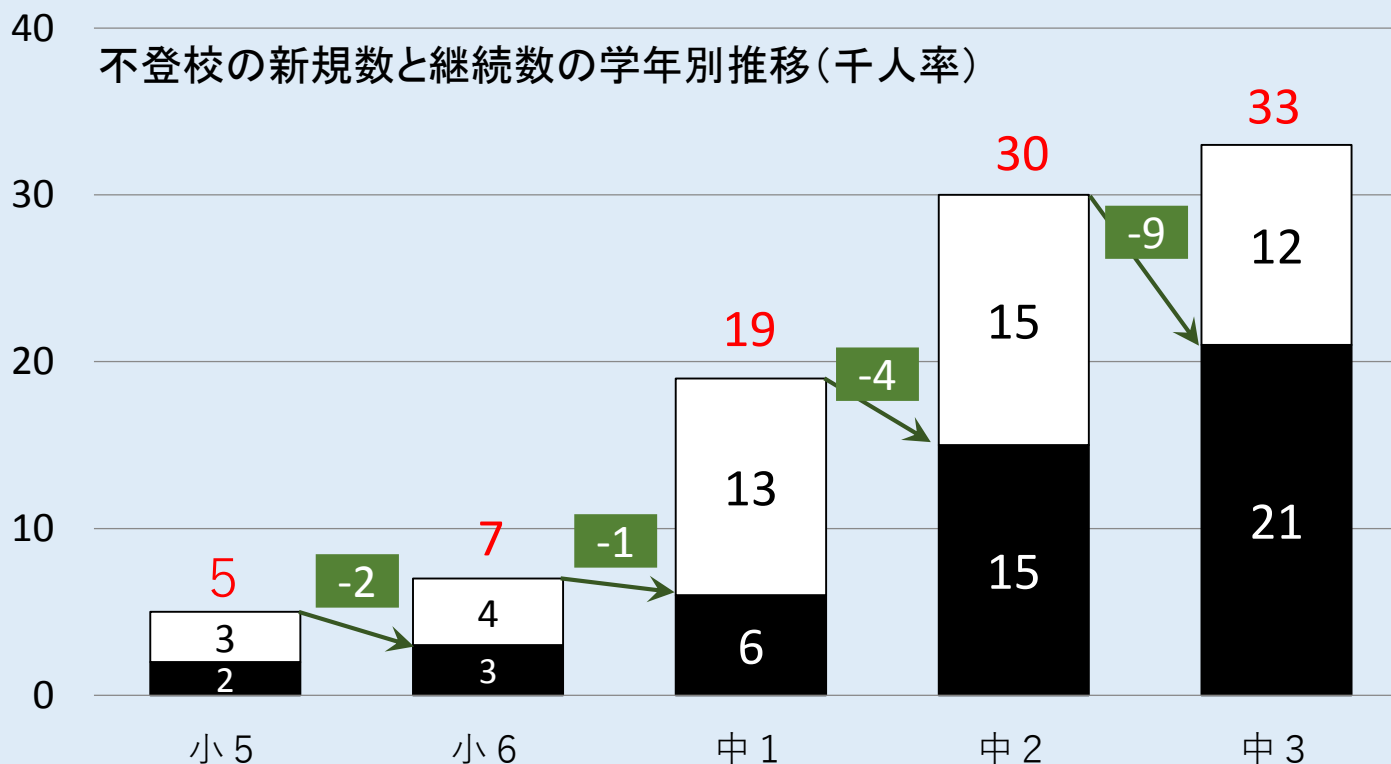
# 数値目標

## =効果基準に基づく定量的な目標

本調査研究では、数値目標を「新規不登校生徒数の前年度比減少」と設定

新規数	前年度は <b>不登校でなかった</b> 児童生徒数	中学校では <u>どの学年も10数人</u> (12~15人)計上されている。
継続数	前年度も不登校であった児童生徒数	小6不登校7人のうち6人は中1でも不登校であり、同様に中1の19人のうち中2では15人、中2の30人のうち中3では21人が継続している。学校復帰は中1で1人、中2で4人、中3で9人と <u>ばらついている</u> 。


千人率



平成20~26年度文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

# 校長による戦略

本調査研究では、数値目標を「**新規不登校生徒数の前年度比減少**」と設定したことから、学校生活全般（授業・特別活動・課外活動等）の充実、すなわち**集団指導**が重要となることを全教員が共通理解することが鍵となる。

実証的効果	取組の対象	主たる取組	2つの「チーム学校」
<div style="background-color: #FFD700; padding: 10px; text-align: center;"> <b>児童生徒支援加配措置</b> </div> <div style="text-align: center;">  </div> <p>新規数に着目する</p>	前年度不登校ではなかった生徒	<b>集団指導</b>	<b>教員の同僚性をいかした「チーム学校」</b>
	上記のうち兆しの見えた生徒	<b>個別支援</b>	

継続数に着目する	前年度不登校であった生徒	<b>個別支援</b>	教員に加え、 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 適応指導教室関係者等 多職種による「チーム学校」
----------	--------------	-------------	--

研究対象... 6府県及び1指定都市教育委員会指導主事、  
14市町教育委員会指導主事、加配16中学校の管理職・加配教員

府県等教育委員会	市町教育委員会数	加配中学校数	
青森県教育委員会	2	2	A中学校
			B中学校
神奈川県教育委員会	2	2	C中学校
			D中学校
岐阜県教育委員会	3	3	E中学校
			F中学校
			G中学校
静岡県教育委員会	3	3	H中学校
			I中学校
			J中学校
大阪府教育委員会	3	3	K中学校
			L中学校
			M中学校
宮崎県教育委員会	1	1	N中学校
(指定都市) 堺市教育委員会		2	O中学校
			P中学校

1000人当たりの不登校生徒数 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」  
平成27年度 全国平均28.3人、加配16中学校平均39.5人

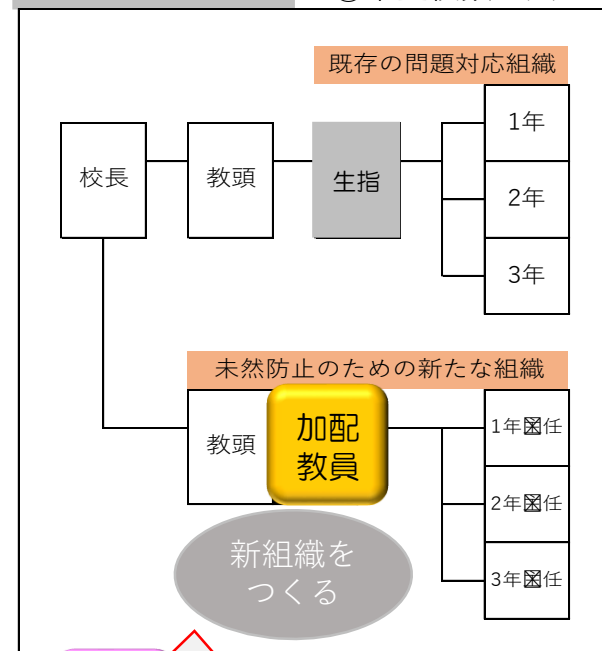
管理職の下に新たな組織を編成し、その核に加配教員を位置付けた

従来の校務分掌の一部を強化するために、校務分掌内に新たな組織を追加し、その核に加配教員を位置付けた

複数の校務分掌を関連づけて取組を進めるために、分掌間の調整役として加配教員を位置付けた

〇 中学校

⑳在籍数714人  
㉑不登校数36人



管理職

### 課題意識

暴力行為、不登校いずれも毎年の大きな課題である。教頭が2人体制になったことから、加配教員と教頭を中心に特別な組織を編成する。この組織による全生徒対象の取組を強化することで、問題行動等の未然防止を目指す。

管理職の下に新たな組織を編成し、その核に加配教員を位置付けた

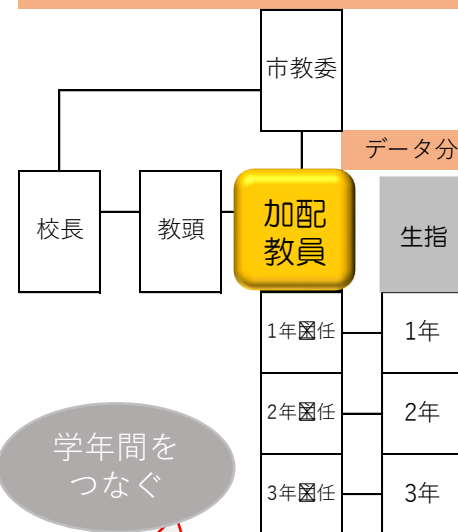
従来の校務分掌の一部を強化するために、校務分掌内に新たな組織を追加し、その核に加配教員を位置付けた

複数の校務分掌を関連づけて取組を進めるために、分掌間の調整役として加配教員を位置付けた

## D 中学校

⑳在籍数514人  
㉑不登校数20人

学年の固有の課題と学校全体の課題の峻別



データ分析

管理職

### 課題意識

不登校、暴力行為等、学年によって課題が違い、学校全体の方向性が定まらなかった。市教委指導主事の支援を受け、加配教員が各学年の取組の成果と課題が見える化し今後の対策を交流することでボトムアップの組織体制を構築する。

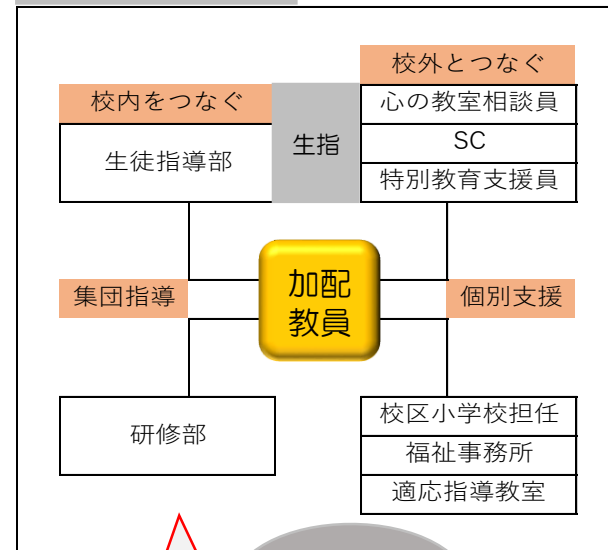
管理職の下に新たな組織を編成し、その核に加配教員を位置付けた

従来の校務分掌の一部を強化するために、校務分掌内に新たな組織を追加し、その核に加配教員を位置付けた

複数の校務分掌を関連づけて取組を進めるために、分掌間の調整役として加配教員を位置付けた

A 中学校

⑳在籍数204人  
㉑不登校数9人



校内外をつなぐ

管理職

課題意識

日本で最大級の校区面積を持つ中学校。放課後の生徒同士の交流は限定的であり、生徒の絆づくりのためにも学校生活の充実が必要。また、様々な課題のある家庭が増加しているが、関係機関が点在しており、学校が総合窓口の役割を担うことが急務である。

(2) PDCAサイクルによる全教職員での取組の点検・見直し【第2条件】

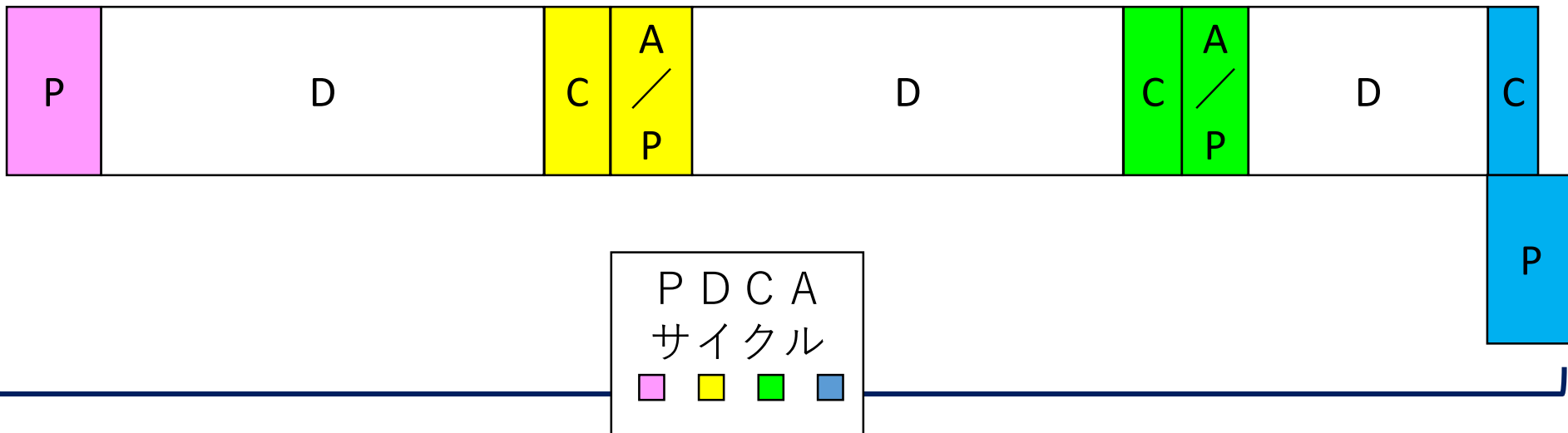
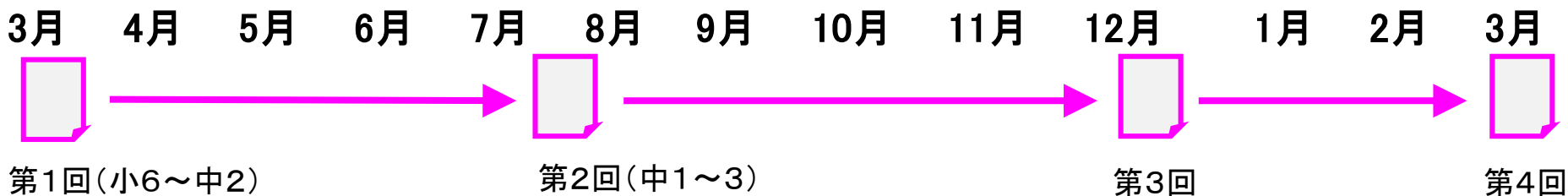
取組の概要 研究計画(平成28年度)

	国研	関係教育委員会	加配措置中学校
3月	研究依頼	加配措置	【全生徒対象質問紙調査】
4月	調査研究委員会	研修・連絡会及び指導助言(年間)	調査結果分析と取組計画策定 全生徒を対象とした取組
5月	聞き取り調査①		
6月			
7月		【欠席日数・個別状況調査】	【全生徒対象質問紙調査】
8月	調査研究委員会		調査結果分析と取組の見直し
9月	聞き取り調査②		全生徒を対象とした取組
10月			
11月			
12月		【欠席日数・個別状況調査】	【全生徒対象質問紙調査】 調査結果分析と取組の見直し
1月	調査研究委員会		全生徒を対象とした取組
2月			
3月		【欠席日数・個別状況調査】	【全生徒対象質問紙調査】

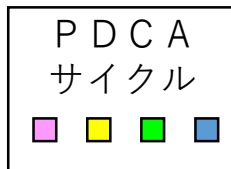
# 取組の点検

意識調査

定期的に実施する「すべての児童生徒からのメッセージ（意識調査）」をもとに、学年教員全員でこれまでの取組を点検し、今後の取組を見直し、実行する。



# 分析を受けた取組の見直し



## 取組の点検・見直しの具体例

青森県	B中	<b>意識調査を踏まえた取組の重点化</b> 意識調査の結果により、重点強化する内容を学年別に取り捨選択するようになった。
岐阜県	F中	<b>学年間交流の推進</b> 意識調査の結果を受けた見直し策として、全学年共通の取組を行い、学年間交流が進んだ。
静岡県	J中	<b>教員の共通理解の促進</b> P D C A サイクルを重ねるごとに、取り組むべき内容が整理され、教員の共通理解が促進された。
大阪府	L中	<b>新たな取組の創造</b> 意識調査の結果分析から、必要な取組が明確になり、学校全体に広がった。

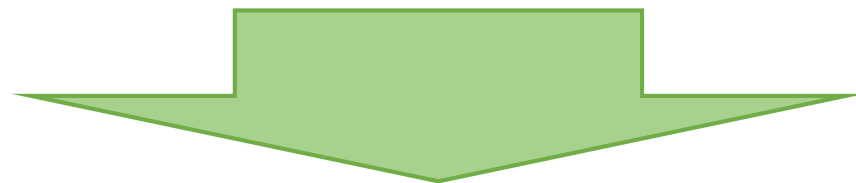
### (3) 教育委員会指導主事の積極的な関与【第3条件】

第1条件と第2条件を踏まえ、教育委員会指導主事が年間を通して計画的に学校訪問を実施し、学校教育の改善に積極的に関与

#### 地域の特性や状況を踏まえて実施

##### ■積極的な関与の具体例

- ①年間を通じた学校訪問により、教員・生徒の状況を把握した指導助言  
(例：最も多い指導助言回数は年24回)
- ②学校で開催される連絡会議に参加し、取組内容を共に検討  
(例：指導主事が学校のチーム会議のメンバーとして毎回参加)
- ③データ分析を通じた学校による取組の点検・見直しへの関与
- ④指導主事が講師として校内研修を実施し、直接全教職員に働きかけ



従前より行われていた「特別な指導の実施状況を確認する」等の範囲を大きく超え、効果基準・数値目標を見据え、データ分析を基にした根拠のある指導助言

### 3. 本調査研究における取組の結果

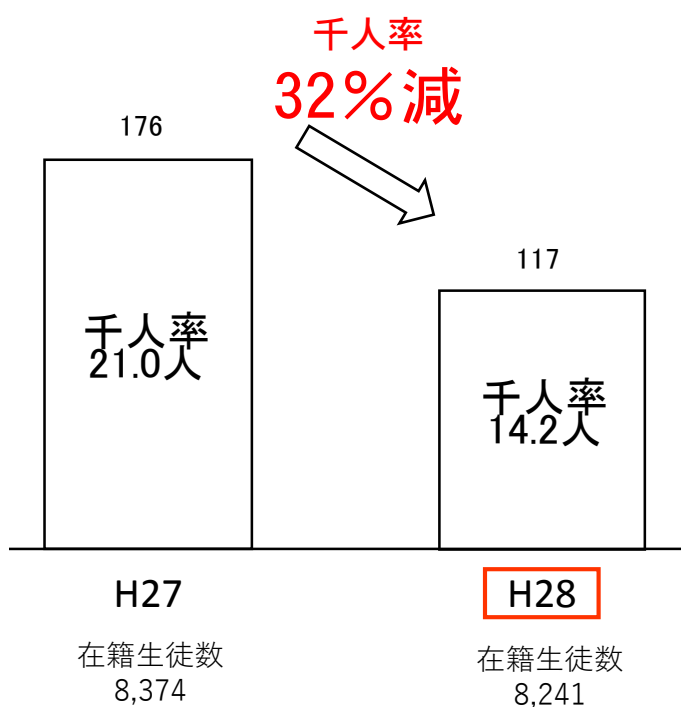
#### 数値目標 「新規不登校生徒数の前年度比減少」

#### 効果検証の方法

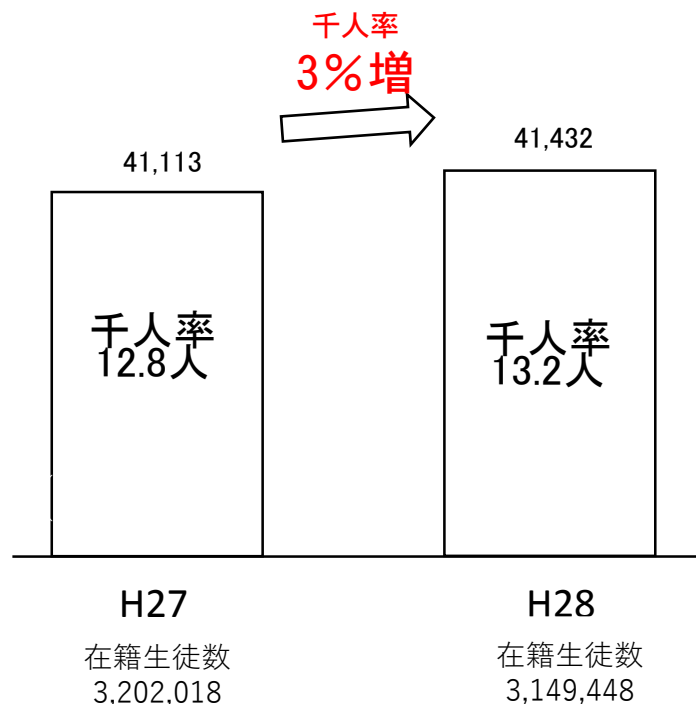
27年度と28年度の新規不登校生徒数の増減 及び 全国の傾向との比較で効果を測る

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等  
生徒指導上の諸課題に関する調査」

加配16中学校  
新規不登校生徒数（中1～中3）



全国の公立中学校  
新規不登校生徒数（中1～中3）

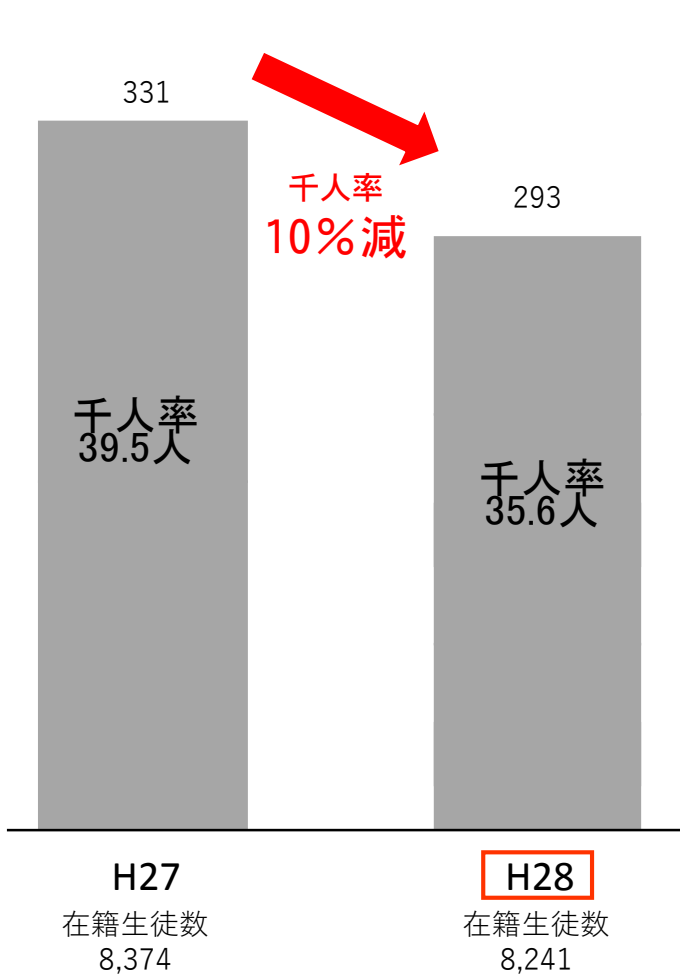


参考①

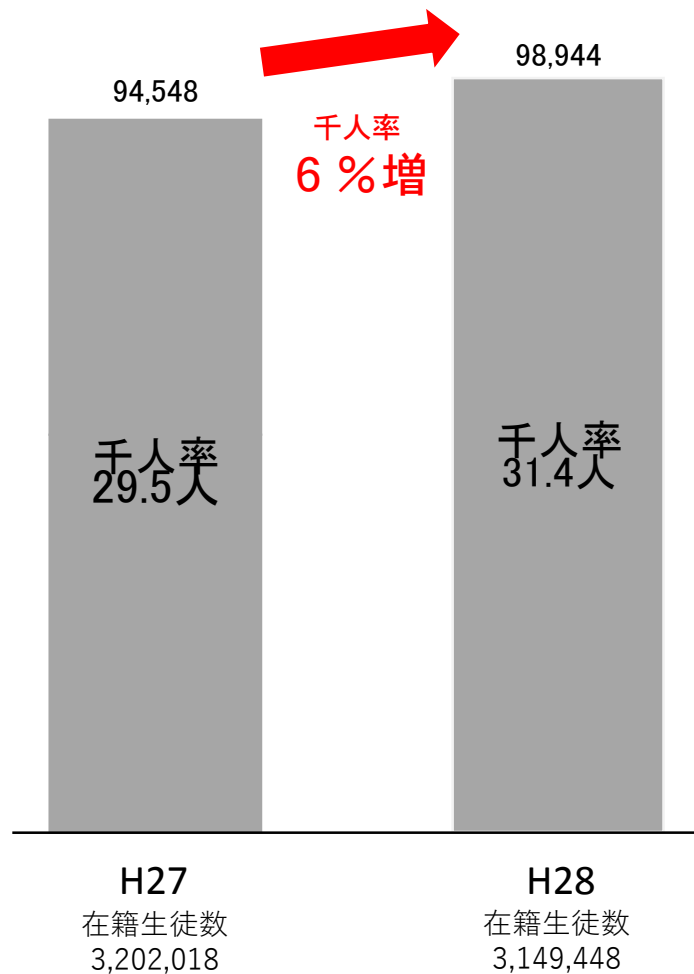
27年度と28年度の中1～中3の不登校生徒数の増減

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等  
生徒指導上の諸課題に関する調査」

加配16中学校  
不登校生徒数（中1～中3）



全国の公立中学校  
不登校生徒数（中1～中3）

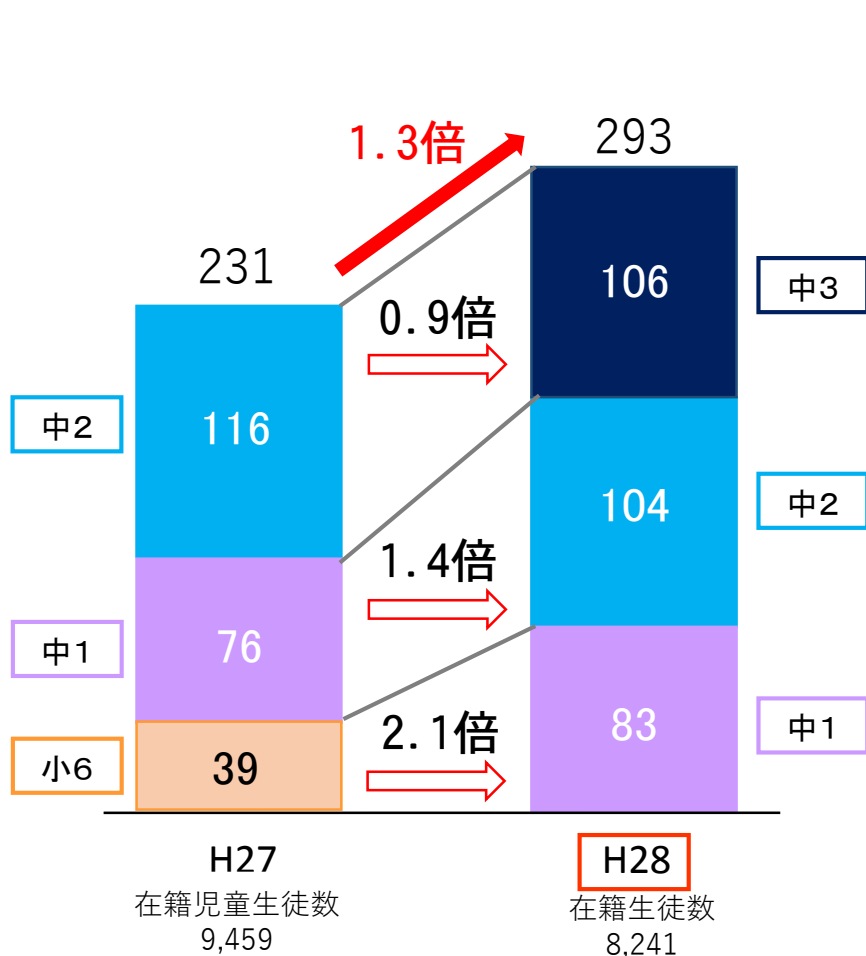


参考②

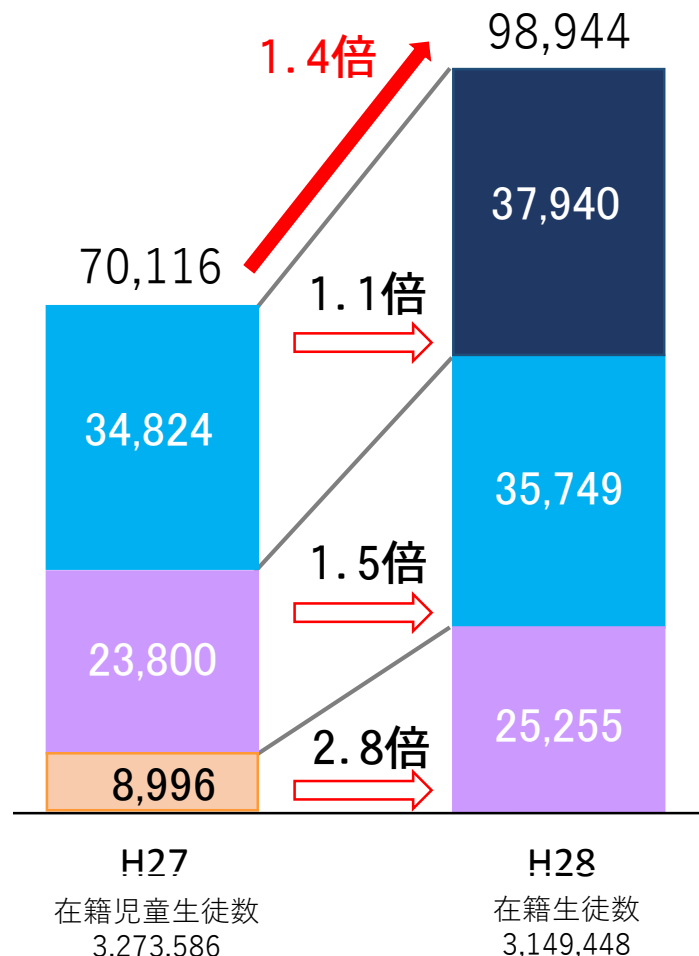
27年度の小6～中2の不登校数と、28年度の中1～中3の不登校数を比べ、同一集団の27年度から28年度の増加率の全国比較

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等  
生徒指導上の諸課題に関する調査」

加配16中学校  
不登校数増加率（27→28年度）



全国の公立中学校  
不登校数増加率（27→28年度）



## 4. 本調査研究の結果を踏まえた「児童生徒支援加配」に関する2つの提案

### 《提案1》

都道府県・指定都市教育委員会による効果基準・取組の視点の提示  
と市町村教育委員会及び校長による選択

中学校における加配措置の効果基準等（例）

効果基準	取組の視点	数値目標（前年度比）
不登校	不登校が生じにくい学校づくり	新規不登校生徒数の減少
	不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援	不登校児童生徒の欠席日数の減少
暴力行為	暴力行為が生じない学校づくり	暴力行為発生件数の減少
	暴力行為を繰り返す特定集団・個人への指導	対象児童生徒による暴力行為発生件数の減少
いじめ	いじめの重大事態が生じない学校づくり	いじめの重大事態の発生件数の減少
	いじめの早期発見や適切な対応に向けた組織体制の強化	いじめの解消率の増加

### 《提案2》

「特別な指導」における「集団指導に関する活動」の重要性の周知・徹底

加配教員の役割として、集団指導を意識した「いじめや暴力行為を許さない学校づくりへの指導的役割」の重要性について周知を図っていくことが必要。